

基本約款新旧対照表

新	旧	区分
<p data-bbox="557 569 926 621">基本約款</p> <p data-bbox="566 1310 931 1341">2024年 5月 1日実施</p> <p data-bbox="522 1425 973 1472">河内長野ガス株式会社</p>	<p data-bbox="1872 569 2240 621">基本約款</p> <p data-bbox="1893 1316 2249 1348">2024年 1月 1日実施</p> <p data-bbox="1843 1430 2294 1476">河内長野ガス株式会社</p>	<p data-bbox="2742 1325 2801 1356">変更</p>

新	旧	区分
<p><b>付 則</b></p> <p><b>1. 基本約款の実施期日</b> この基本約款は、<b>2024年5月1日</b>から実施します。</p> <p><b>2. 基本約款の揭示</b> 当社は、この基本約款を、当社のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この基本約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この基本約款を変更する旨、変更後のこの基本約款の内容及びその効力発生時期を周知します。</p> <p><b>3. 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る特別措置</b> (1) 2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(以下本条では「総合経済対策」といいます。)に基づき、総合経済対策として決定された期間においては、対象のお客さまの調整単位料金は、「19. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。 (2) (1)は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p> <p><b>4. 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る特別措置</b> (1) 2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(以下本条では「総合経済対策」といいます。)に基づき、総合経済対策として決定された期間においては、対象のお客さまの調整単位料金は、「19. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。 (2) (1)は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p> <p style="text-align: center;">20</p>	<p><b>付 則</b></p> <p><b>1. 基本約款の実施期日</b> この基本約款は、<b>2024年1月1日</b>から実施します。</p> <p><b>2. 基本約款の揭示</b> 当社は、この基本約款を、当社のほか、当社ホームページにおいて揭示いたします。この基本約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この基本約款を変更する旨、変更後のこの基本約款の内容及びその効力発生時期を周知します。</p> <p><b>3. 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に係る特別措置</b> (1) 2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(以下本条では「総合経済対策」といいます。)に基づき、総合経済対策として決定された期間においては、対象のお客さまの調整単位料金は、「19. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。 (2) (1)は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p> <p><b>4. 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る特別措置</b> (1) 2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(以下本条では「総合経済対策」といいます。)に基づき、総合経済対策として決定された期間においては、対象のお客さまの調整単位料金は、「19. 単位料金の調整」によって算定された調整単位料金から総合経済対策として決定された単価を引き下げたものとします。 (2) (1)は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。</p> <p style="text-align: center;">20</p>	<p>変更</p>

新				旧				区分
基本約款 / 別表				基本約款 / 別表				
<b>(別表第1) 基本約款の適用地域</b>				<b>(別表第1) 基本約款の適用地域</b>				
詳細は、当社（導管部門）が制定する託送供給約款を参照ください。				詳細は、当社（導管部門）が制定する託送供給約款を参照ください。				
大阪府 河内 長野市	(1)	古野町	全域	(1)	古野町	全域	大阪府 河内 長野市	
	(2)	西代町	全域	(2)	西代町	全域		
	(3)	野作町	全域	(3)	野作町	全域		
	(4)	三日市町	全域	(4)	三日市町	全域		
	(5)	向野町	全域	(5)	向野町	全域		
	(6)	原町	全域	(6)	原町	全域		
	(7)	長野町	全域	(7)	長野町	全域		
	(8)	菊水町	全域	(8)	菊水町	全域		
	(9)	本町	全域	(9)	本町	全域		
	(10)	本多町	全域	(10)	本多町	全域		
	(11)	栄町	全域	(11)	栄町	全域		
	(12)	錦町	全域	(12)	錦町	全域		
	(13)	寿町	全域	(13)	寿町	全域		
	(14)	昭栄町	全域	(14)	昭栄町	全域		
	(15)	西之山町	全域	(15)	西之山町	全域		
	(16)	千代田南町	全域	(16)	千代田南町	全域		
	(17)	北・南貴望ヶ丘	全域	(17)	北・南貴望ヶ丘	全域		
	(18)	楠町西	全域	(18)	楠町西	全域		
	(19)	千代田台町	全域	(19)	千代田台町	全域		
	(20)	緑ヶ丘南中北町	全域	(20)	緑ヶ丘南中北町	全域		
	(21)	日東町	全域	(21)	日東町	全域		
	(22)	大師町	全域	(22)	大師町	全域		
	(23)	清見台	全域	(23)	清見台	全域		
	(24)	荘園町	全域	(24)	荘園町	全域		
	(25)	喜多町	全域	(25)	喜多町	全域		
	(26)	上原町	全域	(26)	上原町	全域		
	(27)	上原西町	全域	(27)	上原西町	全域		
	(28)	市町	全域	(28)	市町	全域		
	(29)	木戸町	全域	(29)	木戸町	全域		
	(30)	木戸1丁目～3丁目	全域	(30)	木戸1丁目～3丁目	全域		
	(31)	木戸西町	全域	(31)	木戸西町	全域		
	(32)	木戸東町	全域	(32)	木戸東町	全域		
	(33)	楠町東	全域	(33)	楠町東	全域		
	(34)	松ヶ丘中町	全域	(34)	松ヶ丘中町	全域		
	(35)	松ヶ丘東町	全域	(35)	松ヶ丘東町	全域		
	(36)	あかしあ台	全域	(36)	あかしあ台	全域		

大阪府河内長野市	(37)	自由ヶ丘	全域
	(38)	桐ヶ丘	全域
	(39)	美加の台	全域
	(40)	上田町	全域
	(41)	東片添町	全域
	(42)	中片添町	全域
	(43)	小山田町	国道170号線以南を除く
	(44)	神ヶ丘	府道河内長野千早城跡線神ヶ丘1160-2 神ヶ丘49-2 以東及び市道葛野線以南を除く
	(45)	石 仏	天見川以西を除く
	(46)	岩 瀬	天見川以西、林道才ノ神谷線岩瀬1305～岩瀬950 及び岩瀬950～岩瀬995 以南を除く
	(47)	末 広 町	国道310号線以北及び市道末広嬉線末広町5-43～末広町4-2 以南を除く
(48)	河 合 寺	国道310号線以北を除く	
(49)	楠 ヶ 丘	市道三日市1号線以南及び楠ヶ丘20-29～楠ヶ丘20-38、楠ヶ丘22-6～楠ヶ丘22-8 以西を除く	
(50)	高 向	石川以東を除く	
(51)	下 里 町	府道大野天野線より西を除く	

大阪狭山市	(1)	菜 黄 木	8丁目2090
-------	-----	-------	---------

**(別表第2) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式**

1. 速動(正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。)の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動(正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。)の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

V は、14(9)の規定により算定する使用量

V<sub>1</sub>は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合(パーセント)

**(別表第3) 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の**

大阪府河内長野市	(37)	自由ヶ丘	全域
	(38)	桐ヶ丘	全域
	(39)	美加の台	全域
	(40)	上田町	全域
	(41)	東片添町	全域
	(42)	中片添町	全域
	(43)	小山田町	国道170号線以南を除く
	(44)	神ヶ丘	府道河内長野千早城跡線神ヶ丘1160-2 神ヶ丘49-2 以東及び市道葛野線以南を除く
	(45)	石 仏	天見川以西を除く
	(46)	岩 瀬	天見川以西、林道才ノ神谷線岩瀬1305～岩瀬950 及び岩瀬950～岩瀬995 以南を除く
	(47)	末 広 町	国道310号線以北及び市道末広嬉線末広町5-43～末広町4-2 以南を除く
(48)	河 合 寺	国道310号線以北を除く	
(49)	楠 ヶ 丘	市道三日市1号線以南及び楠ヶ丘20-29～楠ヶ丘20-38、楠ヶ丘22-6～楠ヶ丘22-8 以西を除く	
(50)	高 向	石川以東及び371号線(大阪、河内長野線)以南を除く及び大阪外環状線以東を除く	
(51)	下 里 町	府道大野天野線より西を除く	

大阪狭山市	(1)	菜 黄 木	8丁目2090
-------	-----	-------	---------

**(別表第2) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式**

1. 速動(正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。)の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動(正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。)の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

V は、14(9)の規定により算定する使用量

V<sub>1</sub>は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合(パーセント)

変更